

加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程

平成22年3月23日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品（消耗品、建設資材を含む。）の購入の契約
- (2) 一般印刷物、ビジネスフォーム、地図等の印刷の請負の契約
- (3) 電算システム開発、刊行物の企画製作等の業務の委託の契約
- (4) 物品に係る賃貸借の契約
- (5) 建築物に係る管理、運転及び点検・検査の業務並びにその他業務の委託の契約

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協同組合等 中小企業等協同組合、協業組合及び第13条に規定する商店組合をいう。
- (2) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。

(参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、加須市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- 2 資格者名簿に登載された者が、次条第3項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。
- 3 資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種の品目について、許可等が必要な業種品目で、規定する許可等を受けていないときは、当該業種品目に係る競争入札に参加することができない。
- 4 資格者名簿に登載された協同組合等の構成員のうち、次条第3項各号のいずれ

かに該当する者があるときは、当該協同組合等は競争入札に参加することができない。

- 5 資格者名簿に登載された協同組合等のうち、当該名簿に登載された業種の品目について許可等が必要な業種品目で、規定する許可等を受けていない構成員がいるときは、当該協同組合等は当該業種品目に係る競争入札に参加することができない。

(物品の購入等に係る資格審査の実施)

第4条 物品の購入等に係る資格審査の実施は、隔年度に1回実施するものとする。

- 2 物品の購入等に係る資格審査は、申請業者ごとに行うものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、物品の購入等に係る資格審査を受けることができない。
 - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 施行令第167条の4第2項の規定及び施行令第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第2項の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 第12条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない者
 - (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
 - (5) 別表に掲げる税を滞納している者
- 4 許可等が必要な業種品目について、規定する許可等を受けていない業種の品目については、物品の購入等に係る資格審査を受けることができない。
- 5 第1条第1項から第5項に係る資格審査を受けることができる業種の数、5以内とする。
- 6 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
 - (1) 一度資格審査を受けた業種品目を他の業種品目に変更しようとする場合
 - (2) 一度資格審査を受けた業種品目について、再度資格審査を受けようとする場合

(3) その他市長が別に定める場合

第5条 前条第1項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合は、物品の購入等に係る資格審査を実施することができる。

2 前条第5項の規定にかかわらず、前項による資格審査を受けることができる業種の数、5から既に資格審査を受けた業種の数（前条第1項の規定による直前の資格審査及びその後に実施された前項の規定による資格審査を受けた業種の数、以下同じ。）を除いた数以内とする。既に資格審査を受けた業種の数については、前項による資格審査を重ねて受けることはできない。

(資格審査申請書及び添付書類等)

第6条 資格審査を受けようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 資格審査申請書には、申請の区分に応じて別表に掲げる書類を添付しなければならない。

(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人の要件は、次のとおりとする。

(1) 資格審査を受けようとする許可等が必要な業種品目については、規定する許可等を受けている営業所に置くこと。

(2) 代理人の数は、1人とする。

(資格者名簿への登載)

第8条 市長は、資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第9条 第4条第1項の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。

2 第5条第1項の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、市長が別に定める日から第4条第1項の規定による直前の資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日とする。

(変更等の届出)

第10条 資格審査を申請した者は、資格審査申請書を提出した後、次に掲げる申請者に係る事項について変更（代理人の新設を含む。）があったときは、直ちに

競争入札参加資格者変更届に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号、及び電子メールアドレス
- (3) 事業主又は法人の代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 許可番号又は許可区分
- (9) 許可若しくは登録の有無、許可業種又は登録部門
- (10) 協同組合等にあつては、その役員又は組合員

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第3項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があつたとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があつたとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の再審査）

第11条 第4条第6項の規定にかかわらず、合併その他の事由により、資格審査を申請した者から当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書（様式第11号。以下「承継申請書」という。）に関係書類を添えて、営業の一切を承継した日から90日以内に市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。
- 3 第4条第6項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされたもの又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされたものは、承継申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

(資格者名簿からの抹消)

第12条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第3項第1号、第2号又は第4号に該当するものとなったとき。
 - (2) 死亡（法人にあっては解散）してから90日を経過したとき。
 - (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
 - (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
 - (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。
- 2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。
- (1) 第10条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係る者に限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - (2) 資格審査申請書、第10条の規定による届出書、承継申請書又はそれぞれの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- 3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種の品目について当該名簿から抹消するものとする。
- (1) 当該名簿に登載されている許可等が必要な業種の品目については、規定する許可等を受けていない者となってから新たに許可等を受けることなく90日を経過したとき。
 - (2) 資格者名簿に登載されている業務又は業種品目について、その営業を廃止

したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

4 市長は、資格者名簿に登載された協同組合等の構成員が、第1項又は第2項の規定により抹消されたときは、その協同組合等を当該名簿から抹消するものとする。

5 市長は、資格者名簿に登載された協同組合等が、次の各号のいずれかに該当するときは、その協同組合等を当該業種品目について当該名簿から抹消するものとする。

(1) 資格者名簿に登載されている業種品目について、その構成員が第3項の規定により当該名簿から抹消されたとき。

(2) 資格者名簿に登載されている業種品目について、協同組合等が当該名簿からの抹消を申し出たとき。

(商店組合)

第13条 商店組合は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ資格審査を受けることができないものとする。

(1) 構成員のすべてが市内に営業所を有する業者であること。

(2) 資格審査を受けようとする業種品目について、構成員のすべてが営業実務経験を有すること。

(3) 構成員は、同一の業種品目について他の協同組合等の構成員となっていないこと。

(資料提出の請求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請したものに対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の加須市建設工事等指名競争入札参加資格者に関する規則（平成9年加須市規則第1号）、加須市物品等競争入札参

加資格に関する要領（平成10年11月30日市長決裁）、騎西町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成16年騎西町告示第104号）、北川辺町建設工事等指名競争入札参加資格に関する要綱（平成12年北川辺町要綱第83号）又は大利根町建設工事請負等指名競争入札参加者の資格等に関する規則（平成8年大利根町規則第8号）の規定により合併前の加須市、騎西町、北川辺町又は大利根町（以下「合併関係市町」という。）の資格審査を受け、合併関係市町の資格者名簿に登載されていた者は、平成23年3月31日までに限り、この告示により資格審査を受け資格者名簿に登載された者とみなす。

附 則（平成23年告示第354号）

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第199号）

この告示は、令和元年12月12日から施行する。

別表（第6条関係）

添付書類	申請の区分	
	法人	個人
物品等入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○
入札参加資格希望業種（様式第2号）	○	○
業種別区分表（様式第2号関係）	—	—
申請業種等一覧表（業種別区分表中、業種番号31を希望する場合に限る。）（様式第3号）	○	○
営業状況一覧表（業種別区分表中、業種番号31を希望する場合に限る。）（様式第4号）	○	○
営業経歴書（様式第5号）	○	○
仕入・販売一覧表（様式第6号）	○	○
委任状（代理人を置く場合に限る。）（様式第7号）	○	○
組合構成員名簿（協同組合等に限る。）（様式第8号）及び組合規約	○	○
加須市入札参加資格審査入力票（様式第9号）	○	○
誓約書（様式第10号）	○	○
商業登記簿謄本（写し）	○	
身分証明書（写し）		○
登記されていないことの証明書（写し）		○
印鑑証明書（写し）	○	○
決算書類（写し）	○	○
法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書（写し）	○	
所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書（写し）		○
法人市民税又は個人市民税の納税証明書（写し） （加須市に事業所（本店、支店、営業所）の所在がある場合は、加須市のもの）	○	○
資格・登録等証明書等（写し）	○	○

様式第1号（第6条関係）

（物品等）

受付番号	※市で記入
前回受付番号	

↑前回の受付番号を記入

継続・新規
法人・個人

↑該当するものを○で囲む

- ・ 年度物品等入札参加資格審査申請書

年 月 日

加須市長 様

〒 ー
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号



記入担当者 所 属 職・氏名 電話番号	行政書士 住所・氏名連絡先記載欄
---------------------------	------------------

・ 年度において加須市が締結する下記の契約の入札に参加する者に必要な資格についての審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを宣誓します。

①加須市と直接取引をする本店・支店及び営業所等

(ふりがな)			
商号又は名称			
代表者・職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	

②使用印鑑届

次の印鑑を入札、見積、契約締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出ます。

(代表者印) 委任する場合は受任者印を押印		(法人印) 代表者印と共に使用の場合に押印	
--------------------------	--	--------------------------	--

入札参加資格希望業種

商号又は名称

--

- *業種番号、業種、取扱品目番号は、業種別区分表を確認し記入してください。
- *業種別区分表中、業種番号1～40に示す業種については、希望ができる業種の数は最大5です。
- *業種別区分表中、業種番号31に示す業種については、取扱品目番号を空欄、名称欄に「様式第3号、4号のとおり」と記入し、申請業種等一覧表（様式第3号）、営業状況一覧表（様式第4号）に詳細を記入してください。
- *業種（業種番号）内の取扱品目は複数選択ができます。
- *取扱品目に「99その他」を選択した場合は、その内容を記載してください。

（100円の位を四捨五入）

業種 番号	業種	取扱品目 番 号	名称（「99その他」の場 合記入）	申請業種の直前2年間 平均売上高（千円）			
				十億	百万	千円	

業種別区分表

分類	業種番号、業種	取扱品目番号・名称	(参考) 資格・登録等
物品	1 燃料	01ガソリン・軽油 02重油 03灯油 04潤滑油 05LPガス 06コークス 07石炭 08木炭・薪 09固形燃料 99その他	揮発油販売業登録、高圧ガス・液化石油ガス販売許可
物品	2 事務機器用品・家具	01コンピュータ及び周辺機器 02ソフトウェア 03事務機器(シュレッダー等) 04複写機 05プリンタートナー 06文房具、事務用品 07印章・ゴム印 08用紙類 09木製家具 10スチール家具 11額縁 99その他	
物品	3 消防防災用品	01消火器 02ホース 03消防ポンプ 04避難器具 05救助器具 06防火服 07化学消火薬剤 08防災用品 09災害用備蓄食糧 99その他	
物品	4 車両・部品修理	01自動車 02ごみ収集車 03消防車 04救急車 05自動車部品 06車検分解整備 07自転車等 08オートバイ 99その他	整備工場認証
物品	5 精密機器類	01カメラ 02フィルム 03現像・焼付 04貴金属 05時計 06眼鏡 07ミシン 08編機 99その他	
物品	6 医療・介護用器具用品、衛生材料、工業薬品	01医療器材 02看護器材 03介護用器材 04医薬品 05衛生材料 06介護用品 07工業薬品・防疫剤 99その他	医薬品製造・販売等事業登録、毒物劇物一般、販売業登録、医療用具製造許可・販売業届出
物品	7 厨房機器等	01厨房機器 02流し台・調理台 03食器洗浄・消毒機器 04学校給食用器具 05業務用冷蔵・冷凍関係 06給湯関係機器 07風呂釜等浴槽関係機械器具 99その他	
物品	8 電気・通信用機器類	01家庭用電化製品 02音響機器 03電話交換機 04無線機 05消防用無線 06携帯電話 07産業用機械器具(発券機等) 99その他	
物品	9 図書・地図類	01書籍 02雑誌 03地図 99その他	
物品	10 学校用品・教材・保育用品	01教材 02教育機器 03実習用機器 04教材用ソフトウェア 05視聴覚教育機器 06理科実験器具 07保健室用品 08保育教材 09遊具 10玩具 11乳母車 99その他	
物品	11 楽器、美術類	01洋楽器 02和楽器 03楽譜 04音楽CD・レコード 05ビデオ・DVDソフト 06美術・工芸材料 99その他	
物品	12 スポーツ用品	01運動器具 02運動用品 03運動靴 99その他	
物品	13 機械器具・農工具	01建設機械 02機械工具 03農工具 04散水装置 05ボイラー 06ポンプ 07電源・発電装置 08浄水装置 09バルブ 10送風機 11冷凍機 12油圧・空圧機器(ジャッキ等) 99その他	
物品	14 看板・道路標識等	01看板 02掲示板 03標示板 04住居表示案内板 05道路標識 06カーブミラー 07電照式標識 08道路保安機材 09バリケード 10交通安全用品 11木杭 12境界杭 13展示品 99その他	
物品	15 被服・寝具	01被服 02消防被服 03雨衣 04手袋 05革靴 06作業靴 07安全靴 08ゴム長靴 09ヘルメット 10布団・毛布・敷布 99その他	

業種別区分表

分類	業種番号、業種		取扱品目番号・名称	(参考) 資格・登録等
物品	16	装飾・舞台設備	01室内装飾品(絨毯・カーペット・緞帳など) 02舞台用品 03旗・のぼり・垂れ幕 04テント 05腕章 99その他	
物品	17	金物・工具・塗料・雑貨	01建築金物 02大工道具 03工具 04清掃用具(ワックス含む) 05食器類(磁器・ガラス器・漆器類) 06塗料 07日用雑貨(石鹸洗剤・段ボール箱・軍手含む) 08ポリ袋 09トイレットペーパー 10かぎ 11生ごみ処理機 99その他	
物品	18	理化学・光学・公害・測量	01分析機器 02光学機器 03試験検査機器 04環境測定機器 05測量機器 06水道メーター 07理化学用品 99その他	計量器製造・販売等事業登録、毒物劇物一般
物品	19	食品	01お茶 02飲料品 03食品類 04給食材料 99その他	食品販売営業許可
物品	20	園芸・鳥獣・造園資材	01用土肥料 02種苗 03生花 04植木 05園芸用品 06各種動物 07飼料 08造園資材 09殺虫・除草剤 99その他	毒物劇物農業用品目販売業登録
物品	21	ガラス・建具・畳	01ガラス 02アルミサッシ 03木製建具 04畳 99その他	
物品	22	上下水道資材	01上下水道資材(铸铁管・仕切弁等) 99その他	
物品	23	葬祭	01冠婚葬祭 99その他	
物品	24	記念品	01贈答品 02記章 03カップ・トロフィー・盾 04金盃、銀盃 05クオカード類 06タオル 99その他	
物品	25	選挙用品	01選挙用品 02選挙啓発用品 99その他	
物品	26	ライフライン	01電力供給 99その他	
物品	27	不用品買受	01紙屑 02鉄屑 03非金属屑 04機械屑 05繊維屑 06車輛 07ペットボトル 99その他	古物商許可
物品	28	その他の製品	99その他(上記のいずれにも属さない物品、製品)	
物品	29	建設資材	01砂 02砂利 03砕石 04山ズリ 05セメント 06コンクリート製品 07アスファルト製品 08アスファルト乳材 09鋼製品 10铸铁製品 11凍結防止剤 12その他	
印刷	30	印刷	01一般印刷 02フォーム印刷 03特殊印刷 04封筒 05製本 06地図 07青写真・マイクロ写真 99その他 (*ポスター・冊子等の企画編集業務は33の広報・広告・映像制作業務)	

業種別区分表

分類	業種番号、業種	取扱品目番号・名称	(参考) 資格・登録等
委託	31 建築物管理	01 管理 (清掃—建物内外清掃) 02 管理 (警備—人間警備) 03 管理 (警備—機械警備) 04 管理 (環境測定—屋内環境測定) 05 管理 (殺虫・消毒) 06 運転 (電気—受変電・非常電源・負荷) 07 運転 (電気—通信設備) 08 運転 (電気—その他) 09 運転 (空調—空調機械) 10 運転 (空調—ボイラー) 11 運転 (空調—冷凍機) 12 運転 (給排水設備) 13 運転 (電話交換) 14 運転 (ごみ処理施設) 15 点検・検査 (電気—受変電・非常電源・負荷) 16 点検・検査 (電気—通信設備) 17 点検・検査 (電気—その他) 18 点検・検査 (空調—空調機械) 19 点検・検査 (空調—ボイラー) 20 点検・検査 (空調—冷凍機) 21 点検・検査 (給排水—上下水道設備) 22 点検・検査 (給排水—浄化槽設備) 23 点検・検査 (給排水—給排水設備) 24 点検・検査 (給排水—ガス設備) 25 点検・検査 (搬送運搬設備) 26 点検・検査 (防災設備) 27 点検・検査 (ごみ処理設備) 28 廃棄物処理 (一般廃棄物処理) 29 廃棄物処理 (一般廃棄物運搬) 30 廃棄物処理 (産業廃棄物処理) 31 廃棄物処理 (産業廃棄物運搬) 99 その他	
委託	32 情報関連業務	01システム・プログラム開発 02システム保守 03データ入力 04電算処理 05インターネットに関する業務 (ホームページ作成等) 99その他	
委託	33 広報・広告映像制作 業務	01テレビ 02ラジオ 03ビデオ 04映画 05パンフレット・ポスター・冊子・看板等の企画編集業務 (*印刷のみの場合は30の印刷) 99その他	
委託	34 イベント・催事関係 業務	01イベント企画・運営 02会場・舞台設営 03展示設計 99その他	
委託	35 旅行運搬請負業務	01旅行業 02貸切バス 03自動車運転代行 04一般貨物輸送 05移転 (引越し) 06美術品運搬 07貸倉庫 99その他	旅客自動車運送事業 の免許又は許可、貨物 運送取扱事業法に基 づく許可又は登録
委託	36 保健・介護福祉業務	01訪問介護 02訪問入浴 03在宅看護・介護 04寝具洗濯・乾燥 99その他	

業種別区分表

分類	業種番号、業種	取 扱 品 目 番 号 ・ 名 称	(参考) 資格・登録等
委託	37 美術・文化財関係業務	01修復 02状態調査 03保存処理 04埋蔵文化財調査 99その他	
委託	38 物品機器保守点検業務	01コンピュータ・システム 02事務用機械・器具 03教材・運動用具 04電気器具類 05医療器具 06消防・保安機械器具 99その他	
委託	39 物品関連その他業務	01人材派遣 02生命保険 03損害保険 04翻訳・通訳 05会議録等の速記 06水道検針・料金徴収 07クリーニング 08封入・封緘業務 09スライド作成 10航空写真 11集団検診 12臨床検査 13食品検査 14マイクロフィルム作成 15給食調理 16図書管理 99その他	一般・特定労働者派遣 事業許可又は届出
物 品 リース	40 レンタル・リース業務	01OA機器 02コピー 03ファクシミリ 04印刷機 05医療機器 06福祉機器 07寝具 08イベント用品類 09自動車 10樹木 11携帯電話 99その他	

*この一覧表に掲げている資格・登録等は一例です。取り扱う物品等により必要な場合と必要でない場合とがあります。

申請業種等一覧表

商号又は名称	受付番号
--------	------

この欄は記入しないこと。

No.	申請業種 (申請業種に○を付けてください。)	↓	売上高 (金額 千円)	常用 (人)	有資格 (人)	
01	管理	清掃				
02		警備				
03		人間機械警備				
04		環境測定	屋内環境測定			
05		殺虫・消毒				
06	運転	電気設備	受変電・非常電源・負荷			
07		通信設備	通信設備			
08		その他	その他			
09		空調設備	空調機械	空調機械		
10			ボイラ	ボイラ		
11			冷凍機	冷凍機		
12		給排水設備	給排水設備			
13		電話交換	電話交換			
14		ごみ処理施設	ごみ処理施設			
15		点検・検査	電気設備	受変電・非常電源・負荷		
16	通信設備		通信設備			
17	その他		その他			
18	空調設備		空調機械	空調機械		
19			ボイラ	ボイラ		
20			冷凍機	冷凍機		
21	給排水設備		上下水道設備	上下水道設備		
22			浄化槽設備	浄化槽設備		
23			給排水設備	給排水設備		
24			ガス設備	ガス設備		
25	搬送運搬設備	搬送運搬設備				
26	防災設備	防災設備				
27	ごみ処理施設	ごみ処理施設				
28	廃棄物処理	一般廃棄物処理	一般廃棄物処理			
29		一般廃棄物運搬	一般廃棄物運搬			
30		産業廃棄物処理	産業廃棄物処理			
31		産業廃棄物運搬	産業廃棄物運搬			
99	その他	(希望する業務を以下に記入すること。)				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
		・				
小計 (希望業務の合計)						
その他 (今回希望しない業種の合計)						
合計						

売上高は、その他委託に係る審査基準日直前年度及びその前年度の2ヵ年の平均額
 1人を複数の枠に入れられない事
 1人が複数の資格を有する場合でも代表的な資格を1つ記載

希望業務に係る売上高	①官公庁売上	②民間売上	③その他売上 (公社・公団等)	合計 (①+②+③)

(希望業務の合計) と一致させてください。

営 業 経 歴 書

1. 沿 革

創 業 年 月 日		年	月	日
創 業 後 の 経 歴		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日

2. 事業所一覧

		名称・代表者・住所・電話番号・ファクシミリ番号・従業員数
本社（本店）		
支 支 営 工 業 社 店 所 場		
		[その他] 名称のみ記入してください。

※支社等については、埼玉県内にあるものを優先に記入してください。

様式第7号（別表関係）

（物品等）

委 任 状

年 月 日

加須市長

様

（〒 ー ）

（委任者）住所・所在地

商号又は名称

代表者・職・氏名

実印

私は、下記の者を代理人と定め、加須市との間における下記事項に関する権限を委任します。

委任事項

1. 見積り及び入札に関すること。
2. 契約の締結及び物品納入に関すること。
3. 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
4. 上記に付帯する一切のこと。
5. 委任期間

年 月 日から

年 月 日まで

（〒 ー ）

（受任者）住所・所在地

支店・営業所名

役職名・氏名

印

様式第10号（別表関係）

（物 品 等）

誓 約 書

加須市の物品購入等に係る入札参加資格者として登載されたときは、信義を重んじ、誠実を旨とし、加須市契約規則等に係る関係法令及び諸規定を遵守し、誠実にこれを履行します。

なお、上記事項について不履行があった場合は、資格の取り消し、又は停止並びに違約金の納付についても、異議はありません。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名



加須市長

様

入札参加資格承継申請書

年 月 日

加 須 市 長 様

（〒 ー ）
被承継者 所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名



（〒 ー ）
承継者 所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名



・ 年度 物品等に係る入札参加資格を下記の理由により承継したいので、
関係書類を添えて申請します。

記

資格承継の理由

（注） この申請書に、下記書類を添付すること。

添付書類：新・旧商業登記簿謄本、印鑑証明書（承継先）、

委任状（代理人を置く場合）、営業に係る許可書・登録証明等